

只木ゼミ前期第8問検察反対尋問レジュメ

文責:4班

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護レジュメ 1 頁 18 行目に「行為時における、侵害の攻撃力の程度・身体的条件・利用可能な侵害排除方法など具体的な状況を考慮に入れるべきである。」とあるが、これらは限定的列挙か例示的列挙か。後者であるならば他に何を考慮に入れるのか。
2. 弁護側レジュメ 1 頁 15 頁目以下「本能的~べきである。」について、本能的、反射的に行われるのであれば、侵害性の弱い防衛行為を選択することはそもそも不可能ではないか。
- 10 また、例え可能であったとしてもこのような理由付けで A 説を採用することは、防衛行為の際、行為者に対して相当性の認識を要求しているといえる。そのため、防衛の意思の内容が急迫不正の侵害を認識しつつ、これを避けようとする単純な心理状態であることと矛盾するのではないか。
- 15 3. 弁護側レジュメ 3 頁 9 行目以下、「急迫不正の侵害」に対し「防衛するため」に行われた行為であることは第 1 暴行と同様に認められる、とあるが第 2 暴行時における侵害の急迫性はどのように認定しているのか。
4. 弁護側レジュメ 3 頁目の 23~25 行目の「しかし X~認められない。」とあるが、X による発言が後ずさりしながら発されたものであるという状況からどのように考えて、意思の分断があるとは一概には認められないとしたのか。